



The  
Building  
Center  
of  
Japan

HR構-500-06

平成13年12月 4日 制定

平成16年 4月 1日 変更

平成18年 8月 1日 変更

平成19年 5月 7日 変更

平成23年 4月 1日 変更

平成23年11月 7日 変更

超高層・免震等建築物構造審査委員会  
コンクリート構造審査委員会  
鋼構造審査委員会  
木質構造審査委員会

## 特別評価方法認定に係る試験申請要領

(住宅の品質確保の促進等に関する法律第59条関係)



一般財団法人日本建築センター  
The Building Center of Japan

---

評定部 構造課

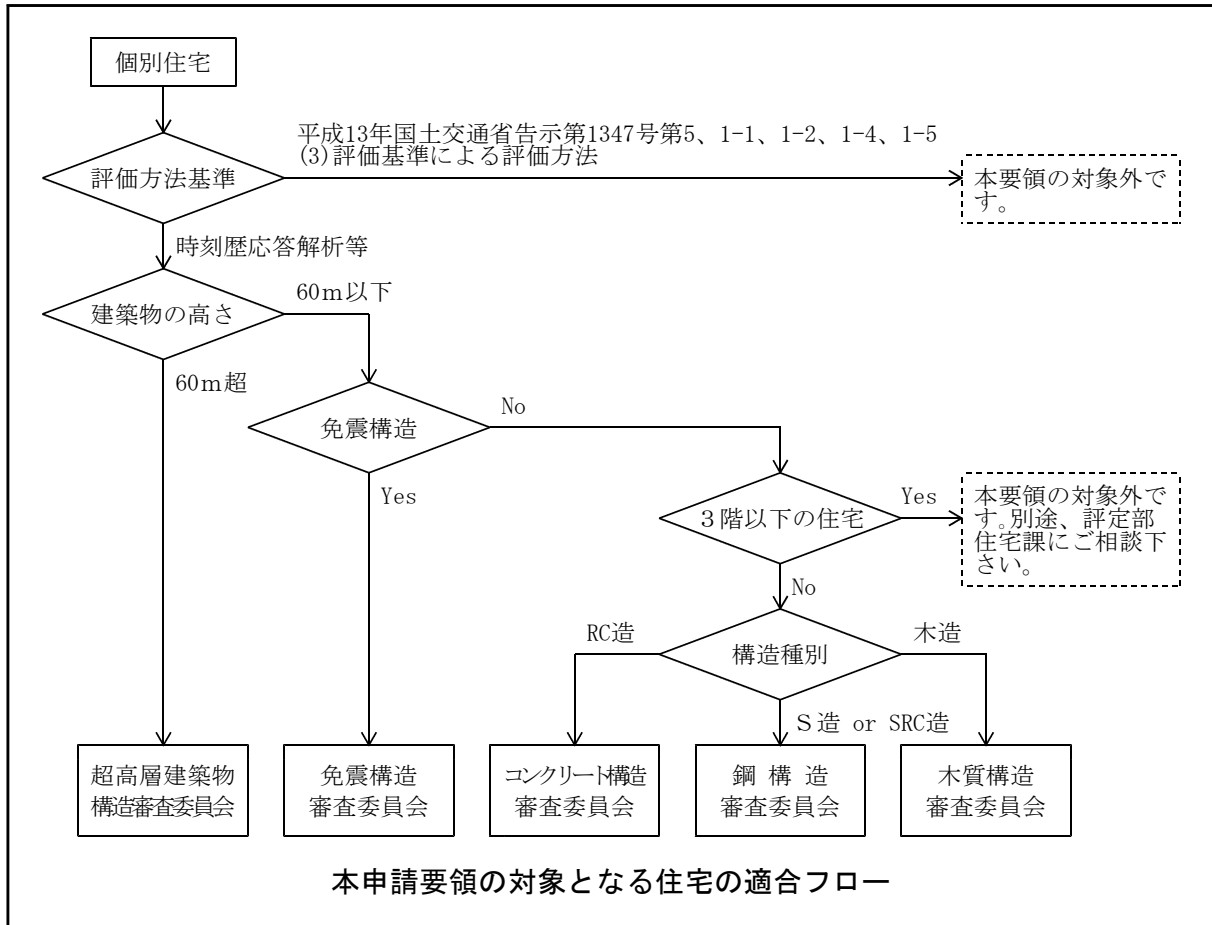
# 目次

◇ § 1. 特別評価方法認定に係る試験の対象	2
◇ § 2. 評価方法基準	3
◇ § 3. 試験の申請の流れ	4
(1) 事前相談	(9) 手数料の請求
(2) 申請資料提出	(10) 部会
(3) 受付部会	(11) 委員会資料提出
(4) 受付部会結果連絡	(12) 委員会(報告)
(5) 委員会資料提出	(13) 委員会結果連絡
(6) 委員会(ヒアリング)	(14) 試験の結果の証明書交付
(7) 委員会結果連絡	(15) 最終版図書提出
(8) 指摘事項回答書の送付	(16) 大臣認定の申請
◇ § 4. 留意事項	9
§ 4-1. 申請の取り下げ及び審査期日の延期について	
§ 4-2. 審査期間について	
◇ § 5. お問い合わせ先	10

## ◇ § 1. 特別評価方法認定に係る試験の対象

本申請要領は、住宅の品質確保の促進等に関する法律第59条第2項の規定に基づく特別評価方法認定に係る試験のうち、以下の性能項目及び住宅の種類に関わる手続きを示したものです。

審査対象		審査委員会
性能項目	住宅の種類	
1-1 耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止)	建築物の高さが60mを超える 超高層建築物の住宅	超高層建築物構造 審査委員会
1-2 耐震等級 (構造躯体の損傷防止)	建築物 鉄筋コンクリート造の住宅 (3階建て以下の住宅を除く)	コンクリート構造 審査委員会
1-4 耐風等級 (構造躯体の倒壊等防止 及び損傷防止)	高さ が60 m以下 の住宅 鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリ ート造の住宅 (3階建て以下の住宅を除く)	鋼構造審査委員会
1-5 耐積雪等級 (構造躯体の倒壊等防止 及び損傷防止)	木造の住宅 (3階建て以下の住宅を除く)	木質構造審査委員会
	免震建築物の住宅	免震構造審査委員会



## ◇ § 2. 評価方法基準

本申請要領による試験は、以下の評価方法基準に基づき審査を行います。

- (1) 評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第5、  
1-1、1-2、1-4、1-5、（2）ロ 評価事項
- (2) 構造の安定に関する試験業務方法書（HR構-01）、3.（2）試験方法
- (3) 時刻歴応答解析による試験ガイドライン  
（住宅性能評価機関等連絡協議会（平成13年10月25日決定））

## ◇ § 3. 試験の申請の流れ

### 事前相談

(1) 試験の申請にあたっては、担当職員と事前に打合せを行い、下記の事項を明確にして下さい。

- ① 試験の審査範囲
- ② 建築基準法第68条の26第1項の構造方法等の認定の状況
- ③ 建築物の概要・構造上の特徴等
- ④ 時刻歴応答解析による試験ガイドラインへの適合
- ⑤ 基準法施行令第36条第2項第二号に規定する耐久性等関係規定への適合
- ⑥ 試験等のスケジュール

なお、建築基準法施行令第36条第4項又は第2項第三号の認定に係る性能評価と同時に申請することにより、効率的に審査することが可能となります。また、試験用提出図書の一部（性能評価用提出図書と重複する資料）が軽減されますので、担当職員と事前にご相談下さい。

#### ◆ 申請における留意事項

申請に際しましては、本申請要領の他に以下の規程等を必ずよくお読み下さい。

- ① 試験業務のご案内（HR-500）
- ② 試験業務規程（HR-01）
- ③ 試験業務約款（HR-505）
- ④ 手数料一覧表〈試験〉（HR-510）

なお、試験には、追加・変更等の手続きがございませんので、追加・変更等の場合も、改めて新規として申請していただくこととなります。

### 申請資料提出

(2) 申請資料は審査対象毎に下記の資料を担当職員に提出して下さい。資料は、申請者をご持参下さるか、宅急便にて送付下さい。必要に応じて受領書を交付致しますので、担当職員にお申し出下さい。資料の提出後に、担当職員より、必要書類の確認、資料の内容の確認及び今後の手続きのご説明を致します。

なお、資料が十分でない場合は受付できない場合がございますのでご注意ください。

- ① 試験申請書（HF01-01）
- ② 試験用提出図書（※）

※提出図書等の内容及び部数

提出図書の内容及び部数等については、申請する対象及び委員会ごとに以下の申請図書作成要領を配布しておりますのでご参照下さい。

- ・超高層建築物の住宅 試験申請図書作成要領 (HR構-HR501)
- ・コンクリート構造の住宅 試験申請図書作成要領 (HR構-RC501)
- ・鋼構造の住宅 試験申請図書作成要領 (HR構-ST501)
- ・木質構造の住宅 試験申請図書作成要領 (HR構-WD501)
- ・免震建築物の住宅 試験申請図書作成要領 (HR構-IB501)

申請の締切は以下のとおりです。また、審査スケジュール、部会日程等につきまして、ご要望がございましたら、担当職員にお申し出下さい。

◆超高層建築物の場合

超高層建築物審査委員会は、ほぼ毎月2回開催しております。申請の締め切りは原則として委員会の1週間前です。申請資料は、原則として委員会開催の1週間前の午後4時までに提出して下さい。

◆超高層建築物を除く個別建築物の場合

超高層建築物を除く個別建築物、膜材料及び木質材料の場合は、委員会の開催にかかわらず随時受付を行っておりますので、担当職員と十分に打ち合わせた後、申請資料の準備が整い次第に提出して下さい。

◆委員会の開催日

委員会の開催日については担当職員までお問い合わせいただくか、下記のホームページをご覧ください。

TEL : 03-5283-0465 評価部構造課

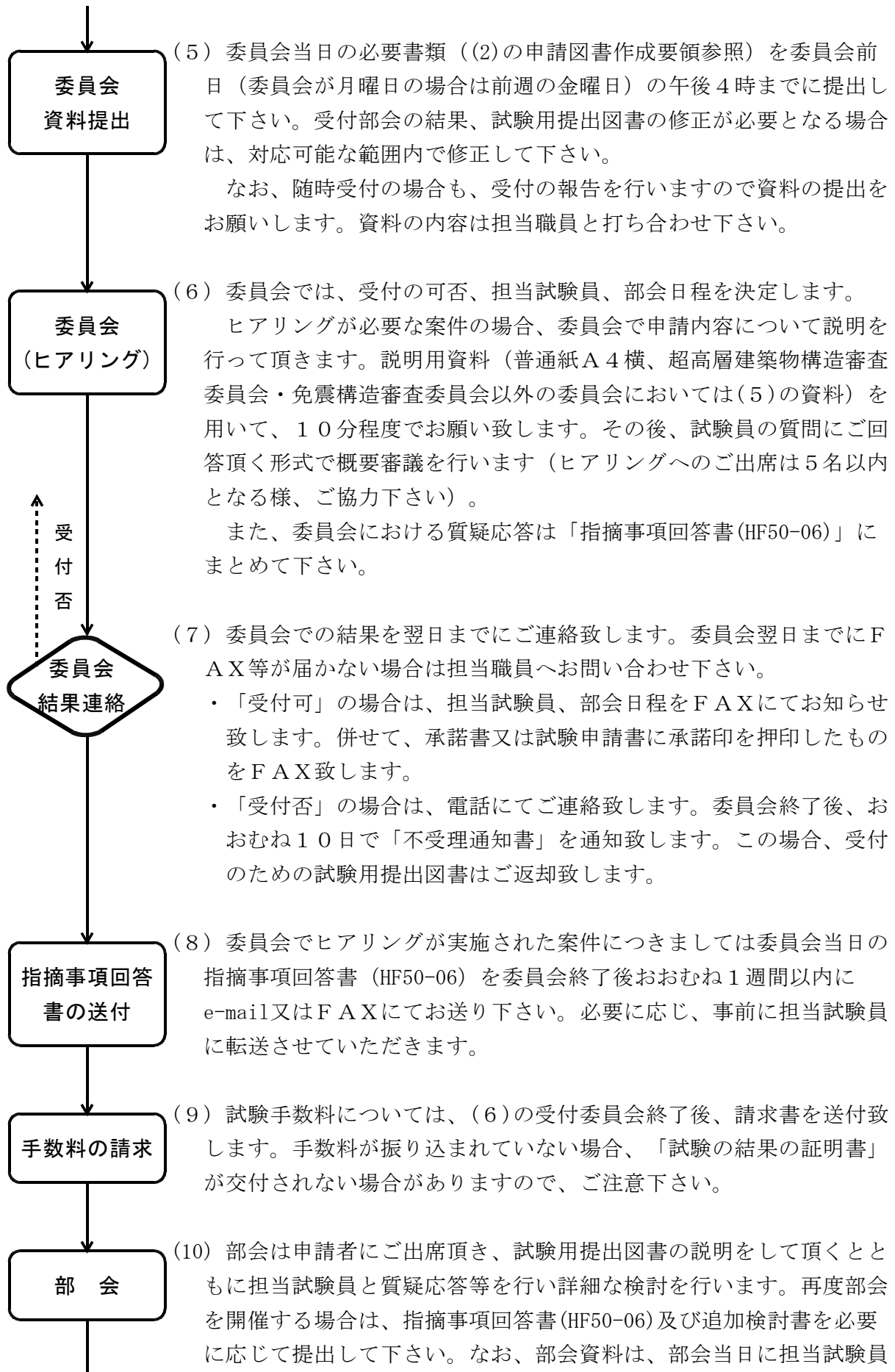
URL : <http://www.bcj.or.jp/schedule/schedule.html>

受付部会

(3) 受付部会担当の試験員及び担当職員による受付部会を申請の締切日当日又は翌日以降に行います。受付部会では、委員会当日のヒアリングの要否、ヒアリングにおいて特に説明を要する事項や追加検討を要する事項の有無について確認を行います（木質構造審査委員会では全ての案件のヒアリングを行いますので、受付部会はございません）。

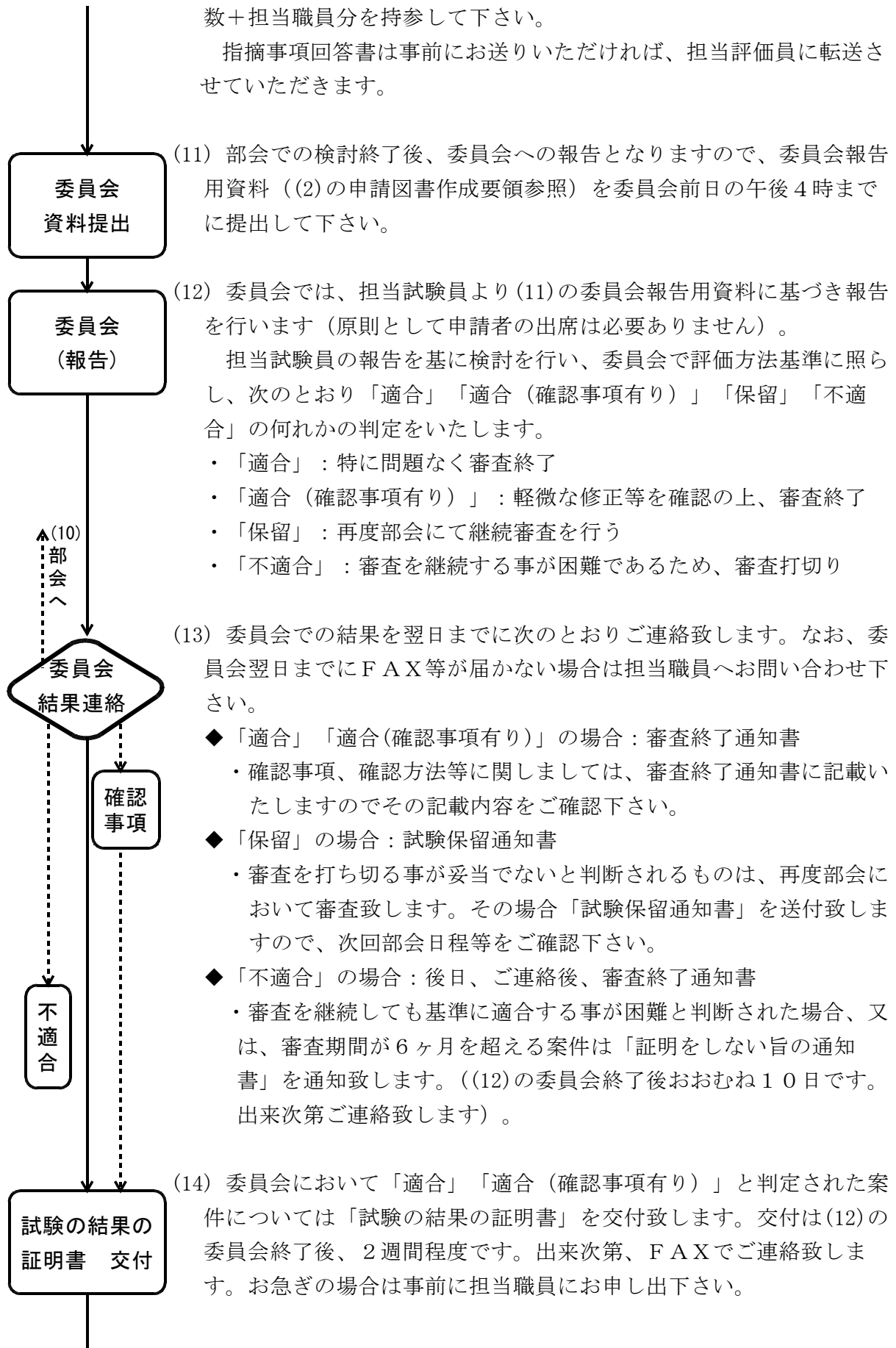
受付部会  
結果連絡

(4) 受付部会の当日又は翌日にFAXにて、委員会当日のヒアリングの要否、予定時間及び受付部会の結果（特に説明を要する事項、追加検討を要する事項等）についてご連絡致します。

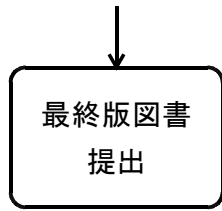


数+担当職員分を持参して下さい。

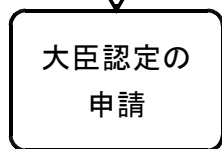
指摘事項回答書は事前にお送りいただければ、担当評価員に転送させていただきます。







(15) 委員会において「適合」「適合（確認事項有り）」と判定された案件については、「追加検討資料」及び「指摘事項回答書」を必ず含め「試験用提出図書」を基本とした試験資料「最終版図書」（(2)の申請図書作成要領参照）2部を、委員会終了後おおむね1ヶ月の間に提出して下さい。1部は、当財団確認印を押印の上、返却致します。



(16) 「試験の結果の証明書」の交付後、国土交通省に大臣認定の申請をしていただくこととなります。申請方法につきましては、別冊の「特別評価方法認定の申請の手続きについて」をご参照いただき、国土交通省住宅局住宅生産課にお問い合わせ下さい。

(Tel : 03-5253-8111(内)39455 国土交通省住宅局住宅生産課)

## ◇ § 4. 留意事項

### § 4-1. 申請の取り下げ及び審査期日の延期について

申請者側のご都合により、審査中に申請を取り下げる場合は、取り下げ理由を明記した「取り下げ届（HF01-06）」を提出していただきます。ただし、この場合、手数料は返還できませんので、ご了承下さい。

また、資料の再整備等を行うため、審査期日を延期したい場合は、延期理由を明記した「業務期日延期依頼書（HF50-07）」を提出していただきます。理由が正当であると認められた場合にあつては、「業務期日延期承諾書」を交付致します。

### § 4-2. 審査期間について

審査期間は、受付委員会から6ヶ月間です。（例：平成X年4月18日に申請されますと、審査期限は平成X年10月17日になります。）

審査期間が6ヶ月を過ぎますと、審査打切りとなります。

なお、委員会の開催日の関係上、6ヶ月後の委員会開催日の前に審査期限が切れる場合がありますので、ご注意下さい。

## ◇ § 5. お問い合わせ先

試験の申請及び資料の提出は、下表の担当職員までお願いいたします。

委員会の開催日時、本要領書に記載されております資料の請求等は、下表の各部署までお願いいたします。

お問い合わせ内容	お問い合わせ先
資料請求等 (資料の郵送を希望される方は、FAX又はメールにて、必要書類を明記の上、お申し込み下さい。)	(財)日本建築センター 評定部 構造課 TEL : 03-5283-0465 FAX : 03-5281-2823 URL : <a href="http://www.bcj.or.jp">http://www.bcj.or.jp</a> e-mail : <a href="mailto:kozy_1@bcj.or.jp">kozy_1@bcj.or.jp</a>
	(財)日本建築センター 大阪事務所 確認検査課 TEL : 06-6264-7731 FAX : 06-6264-7745 e-mail : <a href="mailto:bcjos@bcj.or.jp">bcjos@bcj.or.jp</a>
	委員会の開催日
	URL <a href="http://www.bcj.or.jp/schedule.html">http://www.bcj.or.jp/schedule.html</a>
事前相談 試験申請 ※ 資料提出 認定申請のお手伝い	(財)日本建築センター 評定部 構造課 担当職員宛 TEL : 03-5283-0465 FAX : 5281-2823

※受付委員会および報告委員会は、大阪事務所では開催していません。  
詳しくは、担当職員へお問い合わせ下さい。

### 所在地

(財)日本建築センター  
〒101-8986 東京都千代田区神田錦町1-9

(財)日本建築センター 大阪事務所  
〒541-0054 大阪府大阪市中央区南本町一丁目7番15号  
明治安田生命堺筋本町ビル